

阿賀野市条例第42号

阿賀野市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 阿賀野市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成23年阿賀野市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項の表を次のように改める。

号給	給料月額(円)
1	392,000
2	440,000
3	492,000
4	555,000
5	634,000
6	740,000
7	864,000

第9条第2項中「「100分の170」」を「、6月に支給する場合においては「100分の170」、12月に支給する場合においては「100分の175」」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第8条関係）

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
給料月額	192,000	219,500	260,000	279,700	294,900	320,600

備考 任期付短時間勤務職員は、阿賀野市一般職の職員の給与に関する条例（平成16年阿賀野市条例第47号）第4条の2第2項の規定により算出した額とする。

第2条 阿賀野市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第9条第2項中「、6月に支給する場合においては「100分の170」、12月に支給する場合においては「100分の175」」を「「100分の95」」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の阿賀野市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和6年4月1日から適用する。
（給与の内払）

3 改正後の条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の阿賀野市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(令和6年度における給与の差額の支払日)

4 改正後の条例の規定により生じた給与の差額の支給日は令和7年1月30日とする。